

■各種申込手続き（発電量調整契約）

	お申込み内容		必要期間（提出期限）	必要書類		申請方法／窓口		
						申請方法	ご提出先	お問合せ先
新規増設	発調契約申込（必須）	接続検討回答後の非FITでの契約申込（以下の通り進捗します） ○発調契約申込書提出（託送契約Gにて受付） ○系統連系保証金請求（系統アクセスGより請求） ○技術検討資料書類不備確認（技術検討箇所にて確認） ○保証金入金、書類不備無し確認後、受付日通知（託送契約G） ○技術検討要否確認 ○技術検討回答（接続検討回答から変更ある場合） ○現地調査・用地交渉他（必要に応じて） ○工事費詳細設計、工事費負担金算定 ○工事費負担金請求、承諾通知の発行 承諾通知：「発電設備等に関する契約申込みの回答について」 ○工事実施（※入金確認後） ○工事完了、供給開始日の調整	接続検討回答書の有効期限内（※）に契約申込を行う必要がありますが、請求書発行や書類確認で期間を要するため、1点目の発調契約申込の提出は、 有効期限の2ヵ月程度前まで に提出下さい ※ 接続検討の回答日から1年以内 当社受付日（4点目）から承諾通知（9点目）までは、原則6ヶ月以内で進めますが、電源種別が蓄電池の場合は、接続供給申込書の提出が必要になりますので、準備出来次第、別途メールで提出下さい。 連系工事着手後、配電事業所と発電者さまで調整いただき、確定した供給開始日、各種コード等を記載した発調申込を提出下さい 10営業日+1暦日	・発電量調整供給兼基本契約申込書 （発電契約者さまの記載欄に押印が必要） ・事業承継届（発調申込書別紙の発電者が接続検討の申込者から変更となる場合）	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/service/retail/application.html	メール申込	電力契約本部 ネットワークサービスセンター 託送契約グループ Network_Sc_1@kyudentd.co.jp	電話番号：092-984-4204（ダイヤルイン） メール：Network_Sc_1@kyudentd.co.jp
		新規に基本契約を締結する場合	原則、基本契約開始日の 2ヶ月前	・発電量調整供給兼基本契約申込書 （再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合） ・発電量調整供給兼基本契約申込書 兼 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書 ・承諾書				
既設	SW	FIT（送配）⇒小売	FIT受給契約の廃止	設備を設置される地域の配電事業所へお問合せください。	・再生可能エネルギー発電設備からの電力販売に関する申込書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/renewable-energy/purchase/business.html	書面による郵送（書留・レターパック）	設備を設置される地域の配電事業所 託送受付係 https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html
			発電量調整契約の開始	10営業日+1暦日	・発電量調整供給兼基本契約申込書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/service/retail/application.html	メール申込	電力契約本部 ネットワークサービスセンター 託送契約グループ Network_Sc_1@kyudentd.co.jp 電話番号：092-984-4204（ダイヤルイン） メール：Network_Sc_1@kyudentd.co.jp
		小売⇒FIT（送配）	発電量調整契約の廃止	10営業日+1暦日	・発電量調整供給兼基本契約申込書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/service/retail/application.html	メール申込	電力契約本部 ネットワークサービスセンター 託送契約グループ Network_Sc_1@kyudentd.co.jp 電話番号：092-984-4204（ダイヤルイン） メール：Network_Sc_1@kyudentd.co.jp
			FIT受給契約の開始	設備を設置される地域の配電事業所へお問合せください。	・再生可能エネルギー発電設備からの電力販売に関する申込書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/renewable-energy/purchase/business.html	書面による郵送（書留・レターパック）	設備を設置される地域の配電事業所 託送受付係 https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html
		FIT（送配）⇒FIP	FIT受給契約の廃止	設備を設置される地域の配電事業所へお問合せください。	・再生可能エネルギー発電設備からの電力販売に関する申込書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/renewable-energy/purchase/business.html	書面による郵送（書留・レターパック）	設備を設置される地域の配電事業所 託送受付係 https://www.kyuden.co.jp/td_company_branch-office.html
			発電量調整契約の開始	1ヶ月+10営業+1暦日	・発電量調整供給兼基本契約申込書 ・FIP認定書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/service/retail/application.html	メール申込	電力契約本部 ネットワークサービスセンター 託送契約グループ Network_Sc_1@kyudentd.co.jp 電話番号：092-984-4204（ダイヤルイン） メール：Network_Sc_1@kyudentd.co.jp
		廃止／撤去		10営業日+1暦日	・発電量調整供給兼基本契約申込書 （再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合） ・発電量調整供給兼基本契約申込書 兼 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書 ・発電量調整供給兼基本契約申込書	<申込様式のHP掲載箇所> https://www.kyuden.co.jp/td/service/retail/application.html	メール申込	電力契約本部 ネットワークサービスセンター 託送契約グループ Network_Sc_1@kyudentd.co.jp 電話番号：092-984-4204（ダイヤルイン） メール：Network_Sc_1@kyudentd.co.jp
		名義変更		10営業日+1暦日	（再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合） ・発電量調整供給兼基本契約申込書 兼 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書 ・発電量調整供給兼基本契約申込書			
		設備変更		新設・増設と同様	・発電量調整供給兼基本契約申込書 ※ 契約申込の前に接続検討または接続検討要否確認をお願いします（増設の場合は、接続検討が必須）			
		その他変更 （供給開始日、発電者窓口連絡先、発電者等の変更）		10営業日+1暦日	・発電量調整供給兼基本契約申込書 （再生可能エネルギー電気特定卸供給の場合） ・発電量調整供給兼基本契約申込書 兼 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書			